

ミャンマーにおける模倣品流通実態調査

2021年6月18日

TMI総合法律事務所ヤンゴンオフィス

弁護士 甲斐史朗



目次

1. 「ミャンマーにおける模倣品流通実態調査」の概要
2. 政変後の法令・通知・アナウンスメント
3. ミャンマー商標の出願受付状況
4. ミャンマー知財法に関する今後の見通し
5. 税関での水際対策の現状と今後の展望

1. 「ミャンマーにおける模倣品流通実態調査」の概要①

I. 模倣品をはじめとした知的財産権侵害品の定義

1.1 模倣品とは

1.2 侵害行為の種類

1.2.1 施行が予定される知財4 法における侵害行為

1.2.2 現行法における侵害行為

II. 管轄・関連機関及びそれぞれの所掌範囲、権限

2.1 知財4法に基づく機関

2.2 知財4 法の制定以前から存在する機関

1. 「ミャンマーにおける模倣品流通実態調査」の概要②

Ⅲ. 政府の最近の政策・動向、主な法改正

3.1 商標法の施行に向けた知財庁のソフトオープンと優先出願の受付開始

3.2 知財4法の施行に伴う制度の変更

3.3 IP ENFORCEMENT WORKING GROUP 設置の動き

Ⅳ. ミャンマーの知的財産権エンフォースメント

4.1 現行制度上採りうるエンフォースメント

4.2 知財4法（未施行）に基づくエンフォースメント

Ⅴ. 政府による摘発・処分の実績

Ⅵ. 並行輸入の可否について

1. 「ミャンマーにおける模倣品流通実態調査」の概要③

Ⅶ. ミャンマー市場における模倣品の実態

7.1 模倣品販売の実態

7.2 模倣品の流通実態

7.2.1 模倣品の製造、組立

7.2.2 模倣品の地理的分布及び流通

7.2.3 模倣品の消費実態

7.2.4 ヤンゴンにおける模倣品の消費実態

7.2.5 マンダレーにおける模倣品の消費実態

7.2.6 ミャンマーにおける日本製品の模倣品（状況価格等）

7.2.7 模倣品使用に伴う損失及びリスク

1. 「ミャンマーにおける模倣品流通実態調査」の概要④

VIII. 現地で行われている啓発活動

IX. ミャンマーにおける模倣品に対する企業の対策事例

X. 模倣品が流通している（侵害された）企業に対する
アドバイス

「ミャンマーにおける模倣品流通実態調査」のレポートは、以下のリンクからご覧いただけます。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/asean/ip/pdf/report_202103_mm.pdf

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント①

2月1日	Order No. 1/2021	大統領府	国家非常事態宣言
2月1日	Notification No. 1/2021	国軍司令官府	以下のタスクを実施の後、公平公正な選挙を新たに開催し、誕生した政権に対して権限移譲することを表明 ① 選挙人名簿の検査を含む適切な措置を採るため連邦選管を再構成 ② COVID-19パンデミックの防止 ③ COVID-19パンデミックからのビジネスの回復の早急な実施 ④ 少数民族との停戦協定に基づく恒久的平和の回復
2月1日	Order No. 6/2021	国軍司令官府	選任：大臣（Union Ministers） 11名
2月2日	Order No. 9/2021	国軍司令官府	国家統治評議会の設置
2月4日	Order No. 23/2021	国家統治評議会	選任：最高裁等の判事
2月8日	Public Announcement	中央銀行	国内の銀行は、市民の生活とビジネスのために平常営業している旨のアナウンス
2月8日	Request to Health Workers	保健・スポーツ省	保健・スポーツ省傘下の各部署の全職員に対して、患者の健康のために速やかに職場に復帰するように求める旨の勧告

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント②

2月8日	Announcement	各管区、州の General Administration Office	刑事手続法（Criminal Procedure Code）第144条に基づき、全国の大部分の地域の管区、州において以下の行為を禁止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共の場所での5人以上の集会 ・ 午後8時から午前4時までの夜間外出 ・ 非合法の集会、言論、車両又は人の行進、抗議活動、破壊、暴力行為
2月12日	Order No. 58/2021	国家統治評議会	恩赦の要件に関する命令： 以下のとおり刑期を短縮する旨の命令 <ul style="list-style-type: none"> ① 死刑については終身刑とする ② 終身刑については懲役40年とする（以下の③を除く） ③ 前回恩赦を受けて終身刑となった受刑者については懲役50年とする ④ 40年超の懲役刑については懲役40年とする ⑤ 40年以下の懲役刑については刑期の4分の1を免除
2月12日	Order No. 59/2021	国家統治評議会	23,314名の受刑者について、恩赦し釈放した旨の発表
2月12日	Order No. 60/2021	国家統治評議会	55名の外国人受刑者について、恩赦し釈放した旨の発表

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント③

2月13日	Announcement	国家統治評議会	職務を怠っている公務員に対し一日も早く職場に復帰するよう促す旨のアナウンス
2月13日	Law No. 3/2021	国家統治評議会	区及び村落に関する行政法の第4次改正
2月13日	Law No. 4/2021	国家統治評議会	個人の自由及び利益保護法の改正
2月14日	Law No. 5/2021	国家統治評議会	刑法改正
2月15日	Law No. 7/2021	国家統治評議会	電子取引法の改正
2月21日	Press Statement	外務省	自由かつ公正な選挙で勝利した政党に政権が移行されるまでの間、統治評議会がミャンマーの平和、安定、統合、社会経済の発展に最大限の努力を行っているが、ミャンマーの内政に干渉する声明、発言をしているヤンゴンの外国大使館及び外国があるとして、ミャンマーにおける外交使節はウィーン条約等の定める準則に従うことを求める旨の声明。

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント④

2月25日	Announcement	連邦選挙管理委員会	<p>以下の内容にて、連邦議会代表評議会（CRPH）の違法性及び協力行為の禁止を表明している。</p> <ul style="list-style-type: none">① 非常事態宣言の発令により、統治権は国軍司令官に移行しており、議員は権限を失い、新たな選挙管理委員会が組成されている。② 選挙管理委員会は、2020年総選挙の投票詐欺について調査中であり、議員への当選証書は無効である。③ 議長等の立ち会いの下、認証・宣誓を行わなければ、議員とは認められない。④ 議員の資格を有しない者によるCRPH（Committee Representing Pyidaungsu Hluttaw）の結成は違法かつ重大な犯罪であり、この非公式な組織と直接、間接を問わず協力しないように求め、違反者には措置が執られる。
2月26日	Announcement	国家統治評議会	<p>CDM（市民の不服従運動）の扇動者に対して、人民の利益及び社会経済への損害を防ぐため、違法行為について効果的な措置を取る旨の通知</p>

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑤

3月1日	Letter No.MaBaBa/ NaPaTa/FIS/ (28/2021)	中央銀行	銀行からの引出額を2021年3月1日以降、一時的に以下の通り制限する。 ① 個人の ATMs/POSからの1日の引出額の上限： MMK 500,000 (including cardless withdrawals) ② 1週間の銀行口座からの引出額の上限、 個人：MMK 2 million、会社/組織：MMK 20 million 銀行は政府機関及び事業の給与支払に関する残高を確認の上、必要に応じて中銀に報告することとされています。
3月5日	Announcement	国家統治評議会	CRPHの組成は、反逆罪（刑法122条）として死刑、終身刑、22年の収監の対象となり、CRPHと直接連絡を取らなくても、CRPH支持のために不服従を扇動、威迫した者は7年の収監の対象となる（刑法124(d)）ものであり、直接間接のCRPHとの共謀、支持を行った者には、強力な措置（effective actions）が執られる旨のアナウンス。
3月14日	Martial Law Order No. 1/2021	国家統治評議会	戒厳令（Martial Law）を実施するために、国家統治評議会は、以下の地域の執行・司法（戒厳令）作用をヤンゴン司令部の司令官に移譲する。 ・Hlinethaya Township ・Shwepyitha Township



2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑥

3月15日	Martial Law Order No. 2/2021	国家統治評議会	戒厳令（Martial Law）を実施するために、国家統治評議会は、以下の地域の執行・司法（戒厳令）作用をヤンゴン司令部の司令官に移譲する。 <ul style="list-style-type: none"> •Dagon Myothit (North) Township •Dagon Myothit (South) Township •Dagon Myothit (Seikkan) Township •North Okkalapa Township
3月15日	Martial Law Order No. 3/2021	国家統治評議会	「戒厳令の概要」記載の内容が規定されている。
3月15日	Announcement	道路交通行政部門	道路交通行政部門は、COVID-19の影響で停止していた車両の年次登録を、2021年3月21日より再開する旨発表するとともに、過去の登録失効時期ごとに登録を行うべき期限を定めている。また、停止期間に5年不更新で失効したケースについても救済措置を規定している。

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑦

3月21日	Order No. 2/2021	内務省	CRPHについての違法組織指定 国家統治評議会議長の見解として、違法に組織されたCRPH（その構成員、関連団体、不法なCRPH関連の個人）は、法律による統治、国家の平和と安定及び公共の平和を阻害しているとして、違法組織法 (Unlawful Association Act) 16条に基づき、CRPH及びその関連団体を同法15条2項の違法組織に指定している。
3月24日	Notification No. 30/2021	投資・対外経済関係省	ミャンマー投資委員会（MIC）が当該通知により再組成され、MICメンバー8名と事務局長が任命されている。 ※3月24日にサイトにアップされているが、3月4日付のNotificationとされている。
3月24日	Notification No. 164/2021	労働・移民・人口省	3月14日、15日、19日のHlinethaya及びShwelinpan工業団地及び社会保障事務所のShwepyitha支所管内の18工場で放火による火災が発生したことにより、計15,657名（男性2,229名、女性13,428名）の社会保障加入者が失業している。 これについて自然災害として、社会保障法31条(b)(ii)及び同規則136条(b)に基づき、社会保障費算定給与の40%を支給するとして、使用者に対して給付の申請を行うように求めている。



2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑧

3月31日	Statement on Ceasefire and Eternal Peace	国軍司令官府	4月1日から30日まで、国軍がミャンマー全土で軍事行動を停止する旨の声明
4月12日	Announcement	投資・対外経済関係省	インターネットへの接続に困難を生じているビジネス関係者に対し、ミャンマー会社法に基づくオンライン登録（MyCO）に関する会社登録手続きを実施することができるように、各DICAのオフィスに公共端末を設ける旨のアナウンスメント
4月21日	Press Release	内務省	内務省名で以下の発表がなされている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ CRPH及びこれにより組成された組織は違法と認定されている（Notification2/2021）。 ・ そのため、CRPHにより組成されたNational Unity Government (NUG) は違法組織であり、そのメンバーも非合法である。
4月26日	Law No. 18/2021	国家統治評議会	テレビ・ビデオ法第36条を改正し、①違反行為が処罰の対象となる命令又は指令（Directive）について、これを発する主体である「情報省」との記載を削除し、また②違反行為の罰則を強化している（禁固は6か月→1年、罰金は5万MMK→50万MMK）。同法は1996年に制定され、テレビの保有やビデオ関連のビジネスにライセンスを要求している。命令及び指令の発出主体を拡張し、罰則を強化していることから、今後、同法を実効的に適用しようとする姿勢が伺える。

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑨

4月26日	Information Release	内務省	Assistance Association for Political Prisoners (AAPP)と称する組織が、ウェブサイトで今回の暴動に関する負傷者数・死者数を発表しているが、その内容は正確で正当な情報ソースに基づいておらず、SNSや噂を基にしていることから、実際の数よりも誇張されている。AAPPは、これらの不正確な情報に基づき、公務員及び公衆のパニックを引き起こそうとしており、これはより深刻な暴動を起こすことを企図したものである。これらのAAPPの行動は、国家の安定、法の支配、法と秩序の回復にとって有害なものであり、AAPPに対しては法律に基づいて厳格な措置が執られるとしている。
4月27日	Notification No. 110/2021	投資・対外経済関係省	現地法人の年次報告（AR）及び支店の年次報告（Form E-7）について、2021年2月1日～4月30日の期間について、提出遅延の反則金を免除する旨の通知を発している。
4月27日	Press Release	中央銀行	2021年5月3日以降、銀行に新たに現金を預け入れることにより、引出額に制限がない銀行口座を開設することができる。同日より前に作られた銀行口座については、引き続き引出制限が存在するが、かかる制限を緩和する施策を検討中である。
4月27日	Announcement	国家統治評議会	周困からの影響によりやむを得ずCDM活動に参加し、処分を受けた公務員について、所定の手続きを経て復職と刑事処分の取消しを認める手続きを発表している。

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑩

4月29日	Law No. 19/2021	国家統治評議会	司法援助法（Legal Aid Act）を改正し、起訴前の逮捕・拘束について、公選の弁護士等の援助から除外し、また、外国人、政治亡命者、無国籍者、移民等を司法援助の対象外とするなどの改正を行っている。
4月30日	Statement on Ceasefire and Eternal Peace	国軍司令官府	5月1日から31日まで、国軍がミャンマー全土で軍事行動を停止する旨の声明
5月3日	Order No. 117/2021	国家統治評議会	計画・財務・工業省について、計画財務省と、工業省に分割された旨の発表
5月4日	Public Announcement	ヤンゴン管区 統治評議会	ヤンゴン管区の夜間外出禁止令を、午後8時～午前4時から、午後10時～午前4時に変更（2021年5月4日から）
5月5日	Order No. 119/2021	国家統治評議会	General Administration Department（GAD:一般行政局）が内務省傘下から連邦政府直轄下に移転したことを発表
5月5日	Notice	歳入局（IRD）	所定の期限までに税金を納付しない場合、租税行政法（Tax Administration Law）に基づき、未納額の10%のペナルティが課される旨の内容

2.政変後の法令・通知・アナウンスメント⑪

5月5日	Public Information	情報省	違法組織が、国家の安全、法の統治、社会の安全と平穏を害し、反逆罪を唆す番組を無許可の衛星のパラボラアンテナを通じて放送しているとして、衛星のパラボラアンテナを設置してこれらの番組を視聴した者は、1年の禁固と50万MMKの罰金に処せられる旨、アナウンスしている。
5月8日	Notification No. 2/2021	反テロ中央委員会	CRPH、NUG及びこれらが設立したPeople Defence Force (PDF) 並びにこれらの下部組織について、反テロ法に基づいてテロリストグループと認定する旨の通知
5月14日	Directive No. 1/2021	運輸通信省	テレビ・ビデオ法第8条は、衛星放送受信設備を保有しようとする者は、運輸通信省の発する命令、指令に従うべきこととされているところ、同省は1993年命令第1号により、衛星放送受信設備のライセンスを発行している。但し、連邦政府の経済会議の決議 (Economic Committee Meeting No.14/2014) によりかかるライセンス発効は停止されている。 そのため、現在使用されている衛星放送受信設備のうち、情報省から正式にライセンスを受けたもの以外は、登録、ライセンスのない保有は違法であるとして、本指令の発出日から30日以内に、このような違法な衛星放送受信設備を所管のタウンシップ、管区の一般行政部門に提出することを求め、違反者には同法36条に基づく措置 (1年以下の禁固及び/又は50万MMK以下の罰金) が執られる旨、発表している。

※ 上記内容については、発表内容をお伝えするもので、当職らの評価を含むものではありません。

3.ミャンマー商標の出願受付状況

- 2020年10月1日に開始された優先登録出願は、2021年2月の政変後も、大きな混乱なく継続している。
- 出願件数は、2021年3月末で3万件程度
→当初の予想（20万件程度）よりは少ないともいえる。
- ネットクとなっていた旧法登録所（ORD）の閉鎖状態（コロナと政変の影響）も徐々に解消されつつある。

4.ミャンマー知財法に関する今後の見通し①

- **背景事情①：TRIPS 協定の要求するレベルの法整備を行う義務の履行の経過措置は、2021年7月1日に終了する。**
 - ✓ 知財4法も成立はしており、商標の優先登録出願も運用開始されている。
 - ✓ 「国家非常事態宣言」下で、知財にどの程度注力することができるかという問題（商業省の週次のミーティングでは、度々取り上げられている。）
- **背景事情②：手数料徴収手続は、諸刃の剣？**
 - ✓ 出願料×出願件数の収入が確実に期待できる。
 - 現政権が、早期の商標法施行を行うインセンティブとなる。
 - ✓ 現政権の収入減を断つことが不服従運動（CDM）の主戦場
 - 納税拒否の例とオンライン会社登録（MyCO）手数料の例

4.ミャンマー知財法に関する今後の見通し②

➤ 商標法の施行時期（＝優先登録の使用時の終期）はいつか？

- 予想することは困難であるが、2021年10月1日（優先登録の出願開始から1年）であることも想定して準備をしておくことが望ましいといえる。
- ORDでの登録は少なくとも1～2か月は想定しておく必要があり、残された時間は少ない。
- 国営紙への反発があり、反体制紙は発禁になっている中で、Trademark Cautionをどうするかという問題。

5.税関での水際対策の現状と今後の展望①

- ミャンマーにおける政府による模倣品の摘発・処分の実績について、一般的に公開されている情報は存在しない。
- JICA知的財産行政プロジェクトを通じた財務省関税局への照会により以下の内容の回答を得たが、このような極めて限定された場面を除いては、ミャンマー政府による模倣品の摘発・処分は行われていないものと思われる。

Ya Puワンストップサービスでの対処事例 (Lasho Regional Office)

日付	物品	個数	処分
2017年5月17日	カシオ G-SHOCK・ BABY-G	1,100	廃棄
2017年12月8日		680	廃棄
2019年11月1日		54	廃棄
同上	CITIZEN、 LONGGINES、 OMEGA、ROLEX、 TITONI	946	廃棄

5.税関での水際対策の現状と今後の展望②

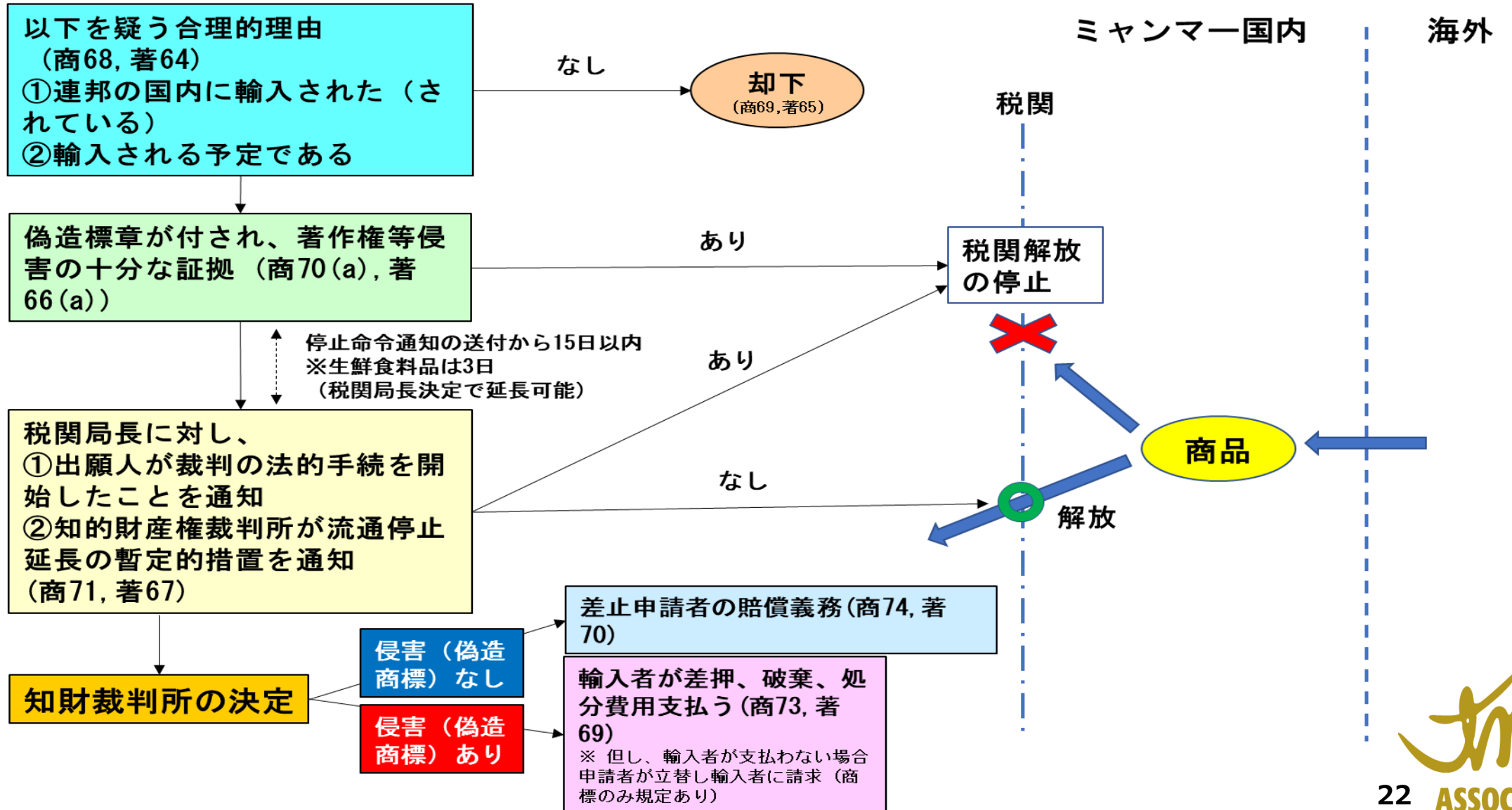
商標法68条

権利者が、偽造標章が付された商品が連邦の国内に輸入された、又は輸入されている、若しくは輸入される予定であることを疑うに足る合理的理由がある場合、当該権利者は、規定される条件に従い、当該商品の商取引ルートにおける自由な流通を停止させるために税関局長（Director General）に対して停止命令の申請を行うことができる。

JICA ミャンマー知的財産行政プロジェクト 資料編

https://www.jica.go.jp/project/myanmar/028/materials/ku57pq00003sxp7-att/trademark_jp.pdf

5.税関での水際対策の現状と今後の展望③



5.税関での水際対策の現状と今後の展望④

➤ 手続の詳細を定めた税関規則をJICA等の支援の下で整備中

→以下のような点が問題となり得ると思われる。

✓ 「記録」と「差止命令」の二本立ての仕組みとなるか。

※「記録」に近い税関との事前コミュニケーションは現在でも一部運用されている。

※「記録」は、日本の輸入差止申立制度に近いイメージか？

✓ 商標権を有することの証拠、販売・流通の権利を有する証拠として何を提出する必要があるか。

→ 当然ながら、権利確保を確実にするためには、商標法の登録を行っておくことが望ましい



投資法、会社法のみならず、労働法、知財法(※知財4法には未対応)、不動産法、腐敗防止法についても、ダイジェストで解説

ご清聴、有難うございました。

TMI総合法律事務所 ヤンゴンオフィス
パートナー 弁護士 甲斐史朗
Fumiaki_Kai@tmi.gr.jp

※ 本講義は、特定の案件のアドバイスを目的としたものではありません。具体的案件については、必ず法律専門家のアドバイスを受ける必要があります。